

ノンイミグランド-Mメディアビザ
(タイでメディア/ジャーナリストとして就労している者)

※新型コロナウイルスによる入国制限の措置が実施されている期間の申請時に必要な書類※

タイ王国大阪領事館は追加の書類を依頼することがあり、不備や不正な内容の申請を拒否する権限を有します。また、申請者が全ての書類を揃えていても、領事館はビザ発給を拒否する権限を有します。その際、ビザ発給拒否の理由については回答致しません。

タイで報道機関に就労している者

ステップ 1:

タイの報道機関がタイ王国外務省広報局 (Department of Information) にてビザ承認の申請書を提出します。

ステップ 2:

タイ王国大阪総領事館にて申請者に面接を行います。

ステップ 3:

申請者にタイ王国外務省広報局によるビザ申請の許可が出たら、タイ王国大阪総領事館が直接申請者にビザを取得するよう連絡します。下記の必要書類をご準備ください。

1. 旅券：残存有効期間が6ヶ月以上あり、査証欄の余白部分が2ページ以上あるもの
2. 旅券：データ面（顔写真のある面）コピー
3. 3.5 x 4.5 cmのカラー写真付き申請書1枚：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの。写真は6か月以内に撮影されたもの (http://www.thaiconsulate.jp/files/user/appli_pdf/application_for.pdf)
4. 経歴書：全ての欄を記入し、申請者が署名したもの (<http://site.thaiembassy.jp/upload/pdf/about-visa-personalhistory.pdf>)
5. ビザ発行を要請する就労者が所属する日本の会社発行の推薦状 原本
※署名者の旅券のコピーを添付すること
6. ビザ発行を要請するタイの報道機関発行の招聘状 原本
※署名者の旅券のコピーを添付すること

※推薦状および招聘状は、会社のレターヘッドのある用紙を使用し、申請者名・役職名・入国目的（業務内容）・月給・入国日・滞在期間を記載・必要とされるビザの種類を記載し、社印の捺印および代表者（サイン権保有者）の直筆署名が必要。タイ側の招聘状の署名者はタイ商務省発行の登記簿謄本に記名のある者。宛名は[Royal Thai Consulate-General, Osaka] と記載すること。

※招聘状の代表者署名が欠けている場合、ビザ申請の際に他の人に代理として権限を委任する委任状を提出すること
7. タイ側の報道機関の登記簿謄本（もしあれば）（原本 もしくは 全ページに社印の捺印および代表者の直筆署名があるコピー。署名者は、登記簿謄本に記名のある者）
8. 所属する報道機関の概要（現在所属している日本の会社）
9. 日本外務省認証済の無犯罪証明書 原本（開封厳禁）

10. 申請者が申請日からさかのぼって1年間の間に執筆したタイに関する記事のコピー（タイに勤務中に執筆したものを含む）
11. 就労者の有効な労働許可証、またはタイ労働省発行のForm WP3
(https://www.doe.go.th/prd/assets/upload/files/alien_en/df172270ff13dbee9ce60cc34f9b698d.pdf)
12. 航空券（E チケット）または航空会社発行の予約確認書コピー（申請者名、便名、タイ入国日が記載されたもの）

タイでメディア制作および撮影をされる方

ビザ申請する前にタイ王国観光・スポーツ省観光局タイフィルム事業部から許可を得て下さい。

日本国籍以外の申請者が必要な追加書類：

1. 在留カードのコピー：3ヶ月以上の残存有効期間があるもの
更新中の方は、入国管理局が発行した在留期間更新許可申請の申請受付票のコピーを提出する必要があります。
2. ビザ申請用紙（および写真）が3枚以上必要な国籍
アフガニスタン、アルジェリア、イエメン、イラク、インド、エジプト、ガーナ、カメルーン、北朝鮮、ギニア、赤道ギニア、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンペ、シエラレオネ、シリア、スーダン、スリランカ、ソマリア、中国、中央アフリカ共和国、ネパール、パキスタン、パレスチナ、バングラデシュ、リビア、リベリア、レバノン
3. ビザ申請用紙（および写真）が4枚以上必要な国籍
ナイジェリア、イラン

注意事項：

書類上に記載された入国日に必ず入国すること